

福岡市南部療育センター(仮称)基本計画検討委員会 議事録

日時:令和3年3月22日(月)18:30~20:20

場所:福岡市市民福祉プラザ 6階 601 研修室

委員長 ・開会

事務局 ・委員の出欠連絡

委員長 ・会議の公開について確認

事務局 ・資料の確認

・スケジュール確認

委員長 それでは、議事に入りたいと思います。

まずは、事務局より資料の説明をお願いします。

事務局 「資料1 第1回検討委員会 委員からの主な意見について」をご覧ください。

前回の委員会にて頂戴しました主なご意見についての対応等事務局でまとめたものです。

続いて、「資料2 南部療育センター(仮称)基本計画 素案」です。

こちらは、前回第1回の資料に、先ほどの資料1にお示した委員意見等を踏まえた変更、また、前回の資料にあらたに加えた項目、内容をもって、基本計画全体の素案としてお示しするものです。

目次をお開きください。ここで青色のマーカーを引いております、

I 本計画策定について、

IV整備地について 3法令規制等、

V施設建築計画 2諸室の機能、3施設の規模、4ゾーニング計画、5施設配置計画、

VI施設運営計画、

VII今後のスケジュール

については、前回の資料に、今回素案としてあらたに追加した部分です。

なお、本文中、黄色のマーカーを引いている箇所は、前回委員会の内容から追記・修正した箇所です。

それでは、資料1, 資料2を併せてご参照ください。

事務局 資料1の1番目の整備場所について、「多くの方が車で来所することを想定した駐車スペースの確保するなど対応を検討する必要がある場所ではないか」という意見ですが、対応としましては駐車場の確保について、資料の 23 ページに施設配置計画として記載しております。

次の2番目の「肢体不自由の 4 歳児単独通園について、開始時期のめどをこの基本計画の中で決めてもらえれば」というご意見ですが、既存センターを含めた通園のあり方に係る継続的な課題ということで、本計画の中で開始時期の明示はしないこととしております。

3番目の「幼保への訪問支援だけで軽度知的障がい、知的障がいのないケースへの支援が十分かどうか、その辺りの機能をどうしたら担保できるか検討いただけるとありがたい」と4番目の「重い知的障がいを持たない、外来で見ていく子どもは今後も増える、外来部門のための部屋を拡充することをぜひ考えていただきたい」というご意見がありました。対応としましては、保育所・幼稚園へ通う子どもへの支援の拡充の視点から 21 ページ施設の規模に外来グループの療育室を拡充する方向で記載しております。

5 番目、「新規受診で発達障がいと診断した児の中で、重い知的障がいのない方が6割を超えている、福岡市全体の施策として療育をどう構築していくか、今日だけではなかなか詰まらない問題なので今後議論が必要と思う」との意見ですが、対応としましては、発達障がいの社会的認知の広がりに伴う、相談・診断体制を含め療育のあり方全体に係る課題として引き続き委員会の中で議論していくとしております。

6 番の「発達障がいの子どもについて、早期に保護者や子どもへの具体的な支援を行う上でどこがどのようにマネージして各機関につなげていくかといった検討も必要」というご意見については、引き続き委員会の中で議論していただきたいと考えております。

7 番の「就学にあたって、子どもの特性の理解があれば進路選択についても変わってくるだろう。就学前の段階でしっかりサポートが取れると、その子どもたちの進路選択も変わってくるのかなと感じる」ということですが、対応としましては、10 ページのⅢ主な関係機関との連携及びエリア分担の1主な関係機関との連携の中で、発達教育センター等との連携について記載しております。

8 番の「今の療育体制では、知的障がいのない方は児童発達支援センターに行けない。通園療育と保育園等を両方使いながら地域での生活に適応できるような予防的な使い方がしにくい。ここでの議論ではないかもしれないが、こういった状況で南部療育センターがどういう機能を持つていくのか検討してもらえたら」と9番の「保育園に通う子どもの幅もひろがっているし、家庭状況も複雑化している。いろいろなプランを用意してそれを利用しながら幼稚園や保育園に行くという形が必要。今は単独通園に関して、より支援が必要な方に優先的に利用してもらう必要があるという流れの中で制約がかかっている。もう少し時間がかかると思うが、単独通園の枠が増えて希望通り入れる時代になると並行通園の道も開けるかと思うが、当面は外来療育をセンターもしくは事業所で行うという住み分けが必要」という意見ですが、対応としましては、療育センターや児童発達センターの通園の弾力化等については、課題として引き続き委員会の中で議論いただく。南部の機能については、保育所・幼稚園へ通う子どもへの支援の拡充の視点から、21 ページ施設の規模に外来グループの療育を拡充するという方向で記載しております。

10 番の「幼稚園や保育園を支えて、通う子どもたちや保護者を支える、アウトリーチが大事。例えば地域支援部のようなものを作っていただいて手厚くできるような体制をとっていただければ」という意見ですが、これについては 5 ページのⅡ施設

機能に地域支援を中心としたアウトリーチについて専門的な支援体制の設置検討ということで記載しております。

11 番目ですが、「支援の質の担保をしたうえではあるが、市内に事業所の形をふやしていければ身近なところで発達支援を受けることができる可能性もある。事業所の質をどうやったら担保できて、いいものができるかということを検討していくと良いかと思う」との意見ですが、当該事業所の質の担保については、課題として引き続き議論していくとしております。

12 番、「療育センターも、支援先をコーディネートしていく機能や役割が必要となっているのでは。地域生活しやすくなるようなマネジメントの役割ができたらとの意見ですが、こちらも 5 ページのⅡ施設機能に、地域支援を中心としてアウトリーチについての専門的な支援関係の設置検討として記載をしております。

13 番ですが、「資料Ⅳの最初の三行がやや古いなと思うと、このセンターに期待する思いや時代の動向、要請が表れるよう書いてもらえればありがたい」との意見ですが、5 ページのⅡ施設機能の冒頭に福岡市の療育センターの施設構成の定義であるということを明確にした上で、これらの施設制度上の基本的な機能に着実に立地しつつ、あわせて、新たな課題に対応していくための、施設機能の拡充について趣旨が明確になるように記載しております。

続いて 14 番、「福祉避難所については、やはり計画段階から考えていただき、ハードも含めて準備できたらいいかなと思う。地域との連携についても、幼保だけではなく地域住民全体を巻き込むような、こういう方向性はこれからぜひ必要だろうと思う」という意見ですが、9 ページに福祉避難所の必要な機能についても記載、地域との連携・交流について具体的に記載しております。

15 番、「役割分担、機能分担といったときに、療育センターだけでなく児童発達支援センターも含めてフレキシブルに通ってこられる体制、療育センターと地域の児童発達支援センターと、児童発達支援事業所を有効に使えるような役割分担というのを再検討していただけるとありがたい」という意見ですが、対応としては、療育センター等の通園の弾力化等については、今後課題として引き続き委員会で議論させていただきたいとしています。

16 番の「南部の地域でいろいろな施設との連携をどのようにするかを考えながら検討する必要があると思う。今後は地域連携室など、実働の部分とコーディネートの部分を両方できるような体制を検討してもらえたら」という意見ですが、こちらも 5 ページのⅡ施設機能に、地域支援を中心としたアウトリーチについて専門的な支援体制の設置検討ということで記載しております。

17 番の「駐車場については、保護者から雨が降った日にどうしても濡れてしまって、お子さんを抱っこしているので傘もさせないと言われている。屋根つきの駐車スペースを検討いただけるようお願いしたい」という意見ですが、駐車場の確保について、23 ページ施設配置計画に記載しております。

最後に「職員の質、量の確保をお願いしたい」というご意見については、25 ページのⅣ施設運営計画に、専門性を持つスタッフの配置について記載しております。

それでは、資料2の追記・修正部分についてもご説明いたします。

1ページから4ページまで「Ⅰ本計画策定について」を記載しています。

最初に本計画策定の目的を記載しています。

続きまして2番の経緯等、(1)背景で、これまで西部療育センター、東部療育センター、あいあいセンターを設置して、早期発見・早期支援の取り組みをしてきたということ、それから次の2ページ、療育センター等の新規受診児の増加及び相談から初診までの期間の長期化について、療育センター等における新規受診数が増加しているということを表に掲載するとともに、初診までに3ヶ月近くを要するという状態になっていることを記載しております。

また(3)のあゆみ学園の老朽化の進行について、昭和48年にできた施設で、施設の老朽化が進み、年々改修での対応が困難になっている状況を記載しております。

次に3ページの方の(4)、保育所、幼稚園に通う障がい児の支援ニーズ、家族支援の必要性の高まりということですが、知的障がいを伴わない発達障がいの診断を受ける児童が増えていることや、近年の保護者の勤労意欲の高まりなどにより、身近な地域の保育所、幼稚園の利用にあわせた並行通園のニーズが高まっていること、核家族化の進展や共働きの増加による地域との繋がり希薄化などを背景として、子どもの育ちや暮らしを支え、家族の孤立化を予防するため、家族支援の重要性が高まってきていることを記載しております。

(5)、令和2年3月に策定された第5次福岡市子ども総合計画ですが、この中に南部地域での療育支援体制の充実強化について取り組みを進めると記載しております。

次に4ページ目の(6)ですが、福岡市南部地域療育環境整備基本構想の策定ということで、令和2年の3月に策定された構想における目指すべき方向性の具体的方策として、あゆみ学園の担っている機能を継承しつつ、市の南部地域に、相談機能、療育までを一体的に行うとともに、保育所・幼稚園に通う障がい児への支援、外出が困難な児童への訪問支援、障がい児の育ちや暮らしを安定させる家族支援、全市的な療育水準の向上に向けた地域支援などを行う障がい児療育の中核的施設である南部療育センターについて、新たに設置するということを示しております。

5ページをお開きください。

5ページから9ページまで「Ⅱ施設機能」を記載しております。

基本的には、第1回委員会でお示したものに、いただいたご意見を踏まえて修正を加えたものになります。

修正箇所を読み上げさせていただくと、本市の療育センターは、①発達相談、診断に必要な施設、②機能訓練に必要な施設、③児童発達支援センターという施設構成からなるものと定義されており、本センターにおいてもこうした施設構成をベース

に、南部地域の相談・診断から療育までを一体的に行う障がい児療育の拠点施設として、さらに今日的課題への対応を強化するため、以下の機能を有するものとする。またこれらの機能のうち、特に地域支援を中心とした訪問型の支援、アウトリーチを伴う部分については、アウトリーチについての専門的な支援体制の設置についても検討を進めるなど、その充実を図るとしております。

続いて 7 ページですが、3 保育所・幼稚園へ通う障がい児への支援の中で、④障がい児保育訪問支援・私立幼稚園障がい児等支援については、保育所訪問支援と私立幼稚園障がい児支援を合わせた形で整理しております。

8 ページですが、4 外出が困難な障がい児への支援の②障がい児等療育支援について、お手元の資料の修正をお願いします。来所が困難な障がい児(者)のあとに「①の利用者を除く」と注記しておりますが、正確には現状で一部リハビリ等は①の利用者の方が②の枠組で対応されることがありますので、この部分につきましては、再度削除させていただきます。

また、②の事業での訪問職員には現在保育士は含まれていませんので、ここの「保育士」の文言はあらためて削除したいと思います。お手数おかけしますが、よろしくお願いいたします。

続きまして 9 ページですが、8 福祉避難所について、福祉避難所の位置付けとして「災害発生時に障がい児・者のうち一般の避難所で生活することが困難な方に対し、何らかの特別な配慮をするために設置する避難所」と定義を追記しております。

また 9 地域との連携・交流について、地域住民に向けての講習会や施設開放等の具体的な取り組み内容として「障がい児についての地域理解促進のため」と追記しております。

10 ページの「Ⅲ主な関係機関との連携及びエリア分担」については、第 1 回委員会の資料より大きな変更はありません。

11 ページをお開きください。

11 ページから 16 ページまで「Ⅳ整備地について」を記載しております。

まず位置について、各バス停からの距離を追記しております。

続きまして 13 ページから 16 ページまで、3 法令規制等としまして、市有建築物を建設する際適用される、様々な法律や条例等について、記載のとおりまとめております。

17 ページをお開きください。

17 ページから 24 ページまで「Ⅴ施設建築計画」を記載しております。

追記・修正部分を読み上げさせていただきます。

まず、1 施設建築の基本方針については、第 1 回委員会の資料より大きな変更はありません。

続きまして、18 ページから 20 ページ、2 各諸室の機能について、東部療育センターを参考に記載のとおりまとめております。

(1)相談・診断機能として診察室・相談室、(2)の通園による支援として療育指導室、遊戯室、プール、厨房、それから外来の機能として、多機能療育室、外来グループ療育室、遊戯室、個別療育室、運動療法室1、運動療法室2と記載しております。

また 20 ページのほうに感覚統合室、言語療育室、工作室、コミュニケーション指導室、それから管理部門で、事務室と研修室を記載しております。

続きまして 21 ページ、3施設の規模については、本センターの主要諸室の想定面積を一覧にし、参考として東部療育センターの各諸室の合計床面積を記載しております。

東部療育センターが当初計画から相談室を1室、外来グループ療育室を1室、現にそれぞれ追加・増設していることを踏まえ、増設後の状況をベースに、記載しているものです。

22 ページですが、4ゾーニング計画について、東部療育センターを参考としたゾーニングの「イメージ」をお示ししたものです。

プライバシーやセキュリティに配慮し、通園による支援の出入口と、それ以外の出入口を別にし、相談・診断、外来、管理の研修室は、受付を経由する動線計画をイメージしております。

続きまして 23 ページですが、5施設配置計画(2)駐車場等について、雨天時の乗降に配慮し、ピロティ形式を含む屋根付き駐車場の設置を検討すると追記しております。

図表10では、車のアプローチや屋根やピロティ形式による駐車場のイメージ、施設等の配置イメージを示しております。

次に24ページの、6特殊設備について、(2)プールについて、訓練用と追記した以外、(1)から(5)までは、前回委員会の内容とほぼ変わっていません。

それから(6)の無線 LAN(WiFi)については、現在、単独通園の肢体不自由児の訓練に使用しているため、必要な設備として今回追記しています。

次に 6 の施設運営計画です。

25 ページをご覧ください。既存療育センターと同程度の支援が提供できるよう、また拡充する外来支援、アウトリーチ支援、日中一時支援に必要な人員を確保することとしています。

また、今後の想定されるスケジュールの概要をお示しています。

説明は以上です。

委員長

基本計画の素案について説明がありましたが、前半と後半と分ける形で検討してはどうかと思います。まずは 5 ページから 10 ページの施設機能の部分で、皆様からのご意見等も入れた形になっているかと思いますが、ここについて先に、ご意見等いただいて、そのあと整備地から実際の機能や設備のところに入りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それではまず 10 ページまでのところでご意見等ございましたらよろしく願いいたします。

委員 5 ページの施設機能についてです。機能については条例をベースにしながら、時代の状況に合わせたものをしっかり書き込んでいることがわかりました。

最後の文章のところの「アウトリーチについて専門的な支援体制の設置」というのが、例えばセンターとつけたり、部屋をつくったりすれば済むような様子に読めるのですがアウトリーチの機能や、その専門性をどう高めるかという総合的な用語がふさわしいのかなと考えるところです。

委員長 記載する内容の案などはございますか。

委員 思いついたのはあり方について検討するということでしょうか。

人々や設備などを含めながらトータルな言葉になるかと思います。

委員長 ありがとうございます。ご意見としてうけたまわってよろしいでしょうか。

ほかになにかございますか。

委員 肢体不自由の4歳児単独通園について、いつ開始するかこの中では明示しないということですが、既存のセンターにおいて市とも話し合いながら検討を進めるかと思えます。南部の開所がゴールではなく、少し早めるといったことも考えておられますか。それとも開所より後がいいと考えておられるのか。そういった状況があれば教えていただきたい。

事務局 他の療育センターを含めて導入するかという検討が必要だと考えております。

南部の基本計画の段階でということではなく、引き続き考えていきたいと思っております。

委員 では、この委員会の中ではなく、別途検討すると考えていてよろしいですか。

事務局 そのとおりです。並行して別途検討したいと考えております。

委員長 ほかにいかがですか。

委員 10 ページの発達教育センターとの連携についてというところで、他のところの書きぶりに比べると、発達教育センターに対しては、就学相談ということでざっくりとした大きな形で書いてあるようです。

前回の資料の中では、具体的に、医師が診察を行い就学相談に利用する資料を作成しという言葉が入っていたのですが、その記載があった方が、連携のイメージがつかやすいと思っています。あえて外された意図があれば教えていただきたい。

事務局 10 ページの1の④のところ、発達教育センターとの連携の記載ですが、前回は施設の医師が作成してという記載をしていましたが現状、障がいのあるお子さんすべてを療育センター等で受けて療育センターの方で医師が診断をして、資料を作成するという形をとれるわけではないということで、そういったことも含めて様々な対応ができるよう大きな形で記載させていただいたところです。

委員 就学相談ですので、基本的には学校からも資料が出ます。すべての子どもさんに療育センターで対応されているというわけではないので、今の記載の仕方では直接関わってあるように誤解が生じるのではないかと懸念しております。

委員長 この書き方が、直接的な支援に見えるということですか。

- 委員 私印象としてですが、こう書いてあるとその就学相談に対して直接的に療育センターが支援を行っている、というふうにもとれるのではないかと懸念したところです。
- 委員長 そうすると、「よい進路選択となるよう支援」という部分が直接的に関わっていくような印象があるということですから、就学相談に関して専門的な情報提供、情報共有できるということを主体として記載したほうがいいのではないかと、そういうお考えでのご意見でよろしいのでしょうか。
- 委員 就学相談で発達教育センターに対してするのは主に情報共有になるかと思います。
- 医師の診断のところでしっかり保護者の方にアセスメントをするといったことがよりよい進路選択につながるとありますが、これはどちらかというと発達教育センターに対する支援というよりは保護者の方への支援というところが大きいように感じます。
- 委員 今指摘された点は私もなるほどと思ったところです。
- 就学相談を主としてやるのはやはり発達教育センターでしょうから、「就学相談に際して、より良い進路選択となるよう支援」と書くと違和感があるように感じます。就学相談の実施は発達教育センターで、それに対して情報提供などのサポート的な役割を果たすというのが本来の役割かなと考えたところです。
- この記載だと就学相談をメインでやるのが療育センターと、いうふうに受け取られるように思いました。
- 委員長 ではいまの両委員の意見では趣旨がはっきりするよう記載を整理していただきたいというご意見ですが。
- あくまでも就学相談の主体は発達教育センターで、療育センターとしては保護者への支援と、発達教育センターへの必要な情報提供をしているということがきちんと伝わるようにと、そういうことでよろしいでしょうか。
- 事務局 表現につきましては、見直させていただきたいと思います。
- 委員長 他にいかがでしょうか。
- 委員 主な関係機関との連携の②ですが、保育所・幼稚園に対しては、訪問助言や研修の実施により支援を行うと書いてあります。この記載ですと、サポートするというよりも、実際に施設へ行って様々な支援をしてくれるように捉えられかねないと感じました。「要請に応じて」というような言葉が何かあった方がいよいに思います。
- 同じような意味で⑤の学校との連携の部分についても、「専門職支援などの移行連携」というのは具体的にはどういったことでしょうか。どちらにしろ、いろいろと記載すると療育センターの仕事が非常に大きくなってしまわないかと、印象として思っておりますが。
- 委員長 2つですね。
- 例えば②ですが、これは要請に応じて行うのでしょうか。
- 委員 南区だけでも放課後等デイサービスは30施設をゆうに超えています。

事務局 ですから、要請に応じてという言葉があった方がいいのではないかと思います。表現はまた改めて確認させていただいて、適切な形に変更していきたいと思います。

委員長 ⑤についても同じようなニュアンスでしょうか。療育センターがかなり大変だろうと。

委員 連携をどのようにしていくのかという問題につながるかと思います。今までと同様がいいのか、それとももう少しだけ踏み込んだ表現がいいのか。そのあたりについて他の方でもご意見がございますか。

委員 実際に要請がある園と要請がない園の差があるのが現状です。障がいのある子どもたちは幼稚園や保育園など様々な施設に通っているので、私たちとしてはその園の要請のあるなしにかかわらず、勉強会のご案内はしております。また、基本的にお母さんのご了承が得られれば、幼稚園や保育園へ療育の観点からの意見をお伝えすることなどを働きかけています。

委員 要請に応じてという形になると、相手方の園の方向性に非常に左右されてしまう部分があります。やはり各施設にいる子どもたちには、基本的には分け隔てなく支援が施されていくべきだと思っておりますので、私としては「要請に応じて」となることでできなくなる支援があるのではないかと危惧する気持ちがございます。

委員 今後、様々な施設に子どもたちが増えてくる可能性があり、サービスの広がりが危惧されるところもありますが、やはり各施設にいる子どもたちに対して、幅広く支援を広げていくという方向性は、療育センターとしては堅持していきたいと考えています。

委員 お２人の発言、それぞれに意義があると思います。

委員 ただ、保育所や幼稚園向けの支援についても、センター側から押しかけてはおりません。ですから、広い意味では園や保護者の要請に応じて支援する状況かとも思います。しかし、在籍児のフォローもあるし、職員向け研修などは、オープンに募集することになっているところです。

委員長 実質的には人員がどれくらい配置されるかにも左右されると思います。

委員 今、委員が言ったように要請に応じてとなるとやはり対象に差が出てくるようにも思います。ただ実際、全園に対して支援できるのかとなったとき、ある程度できる範囲を定めておかないと難しくなるということもあろうと思います。

委員 目標として目指していることを書くという考え方でいくと、事務局案に沿う形を実現できるよう今後も検討していくということもあるかとは思いますが、いかがでしょうか。

委員 人員配置などのソフト面を検討していくときに、必要性を書いておくと進めやすいというところはあると思います。

委員 移行支援のところは、実際今でも個別の引き継ぎも含めてされているところがありますが、ここももう少し踏み込めればという思いは皆持っているだろうとは思っています。

委員長 それぞれご意見がございますが、今のご意見も踏まえて後で検討していくということもありますか。

委員 今後の方向を考えて進めていくうえでは、拡充されていくことを期待しています。

委員長 では拡充する方向に行くように、できるだけ努力していくということで表現としてはこのままで置いておくことでよろしいでしょうか。

 では、ほかにはいかがでしょうか。

委員 先ほど委員が指摘されました 5 ページの最後の三行ですが、やはりアウトリーチや地域支援の拡充というのが最近のテーマだと意識しています。

 資料 1 の方でも、主な委員の方の意見への対応部分としてこの三行が示されています。この三行には多くの検討内容が含まれることになります。

 今後、委員会の中で議論を続けます、ということでしたが、多様な大きなテーマになると思いますが、具体的にどのような形で、こういったテーマを調整、検討するのかなと。もし、今後の検討の進め方についてイメージがありましたら、お示しいただければと思います。

事務局 大きな方向性としましては、アウトリーチとして保育所・幼稚園に対する障がい児の支援ということで 7 ページに記載しております。

 それから 8 ページの外出困難な障がい児の支援、家族支援など、施設の中だけではなくて外に対して行っていく部分であるかと思っております。

 この部分を充実させるための体制とか施設というのをしっかり考えていくという形になろうかと考えています。

 今の時点では大きな考え方のみ整理しております。

委員 アウトリーチ、地域支援というところでは、決して療育センターだけではなくて児童発達支援センターも、その使命を持っています。

 よりよい療育センターを作るためにということで検討を進めている中で、療育センターはどんな役割を担うべきか、という話になっていきますが、それは療育センターだけで対応するという意味ではないと感じます。

 私共のような児童発達支援センターも同じく、地域支援や、保護者支援などにしっかりと責任を負っているわけで、そこでの連携という部分も考えて行くべきだと思います。療育センターはその地域の中で中核的な役割として何を主に担っていただくのかという整理が、もう少し明確になると、連携しやすくなると感じます。

委員長 とても大事なご意見だと思いますが、支援施設同士が協同でやっていくための、療育センターの役割を検討してほしい、というご意見でよろしいですかね。

 そこについてはいかがでしょうか。

 すべての連携の流れが療育センターから一方的にだけではないだろうということで、児童発達支援センター等とも協同してといった表現がどこかにはいつてくるとよいのではないかと感じますが。

委員 関係機関との連携の①のところに、「南部地域の児童発達支援センターとともに」という1文が入ってはいます。

委員が言われる通り、療育センターだけですべての対応をすることはできませんから、「主に」ということになるのだろうと思います。基本的には上下ではなく、協同してということだろうと思っています。

もう少し明確になるよう記載してもいいようにも感じます。

委員長 このⅢの 1 の①の部分の表現をもう少し明確にしたらいいいのかなというご意見ですね。南部地域全体での推進を協同して一緒に対応していくということが、ここの文言に出てくる。そういうかたちでよろしいですか。

事務局 今のご意見はとても大事なことだと感じました。児童発達支援センターでも、地域支援というのも役割として担っているということで、そこと新しくできる療育センターと協同でしていくことと、一方でそれぞれの役割をどう差をつけるか、違いをつけていくかという検討も大事なところだと思いました。そのあたりのご意見が何かいただけたらと思っています。

委員長 いかがでしょうか。療育センターに、自分たちのところとは違うこういう役割を持ってもらいたいといった具体的なことがございましたら、少し出していただくと、考えやすいかなと思います。

委員 やはり療育センターと民間の児童発達支援センターでは、医療スタッフの存在が大きな違いです。

それから、設備という点でも大きく違います。

このあたりの違いの部分は、民間としては力を貸していただきたいところです。

就学相談に際して、医師の診断と、そしてその診断名についてしっかりと医師から保護者様に伝えていただけるということや、発達検査を療育センターの方で受けられるということは、とても重要なところで大いに助けられていると思います。

逆に今なかなかできていないところとしては、民間の園で抱える非常に困難なケースに関して療育センターとの連携は少ないように感じます。

南部地域の中でも、例えば、相談支援における基幹相談支援センター的な役割、専門家集団としての機能を発揮していただけたらというふうに期待しております。OT や ST の専門的視点から、困難ケースに関わっていただけるような場面ができればありがたいなと思います。

委員長 療育センターが持っているより専門的な部分について支援を、ということですね。
委員 大事な指摘ですし、どう役割分担するかかと思います。

どこにどのように書き込めばいいのかが難しく、先ほどの 5 ページのところしかないかなと思っています。先ほどご指摘もありました最後の三行です。

アウトリーチは様々な施設がやっているため、療育センターならではの役割のあり方や独自の機能についても検討していくというようなことがあるといいのかと。

一般的なアウトリーチではない、大事な役割がセンターにはあるということを含めたらいいかと思いました。

委員長 より専門的なアウトリーチというのは療育センターの持っている機能を活かせるようなもの。

そういう意図を踏まえて事務局の方で記載箇所や文言を考えていただいてはどうでしょうか。今、委員から出た 5 ページのところや、あるいは 10 ページの①を独立させて強化した形で書く方法もあるとも思いましたが。

今、委員がおっしゃったような療育センターの持っている、医療や専門職員など、他のセンターでは少し機能が弱い部分も補っていけるような、そういうところになるかと思います。

要するに児童発達支援センターからも相談ができる機能があればという事かと思っています。どのように表現すべきかはすぐに出てきませんが、いい案があれば、お願いいたします。

なければ事務局の方にゆだねていただいてよろしいですか。

事務局

今いただいた意見を参考に計画の中の文言の方を修正しまして、また次回諮らせていただこうと思います。

委員長

では、他の部分でいかがでしょうか。

委員

21 ページの施設の規模の部分で、少し危惧しているところがあります。

今、肢体不自由児の親子通園の子どもたちが、さぼーと保育の拡充とともに大きく変わってきていて、保育園を利用するため、肢体不自由児の親子通園も、通園人数が減っていたりします。保育園を選ばれて、外来療育の希望にシフトしている。これが今後どういう動きになるのかが読めないところがあります。既存の療育センターにおいても、通園のボリュームと外来療育のボリュームが、今後大きく変わってくる可能性もあると思っていて、この図表8を見ると、外来療育のグループ室は一つしか増えておらず、これで足りるのかということが一つ。

また逆に知的単独通園は南部エリアには、こだまさんとかしいのみさんがいますので、医療的ケア児に特化した知的単独通園を設置することになるかと思います。そうすると、医療的ケア児のためのさぼーと保育も始まっていますので、どのくらいの医療的ケアの知的単独通園を選ぶ子どもがいるだろうかと考えています。今、あゆみ学園に医療的ケア児の知的単独通園のクラスがございますが、1クラスのみです。さらにそのクラスから保育園に転園する可能性もございます。

そういったことから知的単独通園の療育指導室や肢体不自由児の親子通園の部屋の数、本当にここまで必要かという事があります。

外来の今後の増え方ですが、私はあいあいセンターの方の様子を見ていて、今年度もいろいろな部屋を、個別の相談室や療育室も改築している最中です。一度できた施設はそれこそ 10 年 20 年 30 年という長いスパンで考えることになります。今後の見通しが非常に立ちにくい、ちょうど過渡期にあるとは思いますが、今後の療育センターの方向性がかなり外来にシフトすることも予想されると思っています。

これを踏まえて、図表8の構成でつくったとしても、外来が増えたときに外来に転用できるように、設計上配慮をしていただきたい。例えば外来から続く療育室を集約しておいて、転用できるようにとか、工夫をしていかないといけないと思います。通

園療育のあり方が見えにくい、岐路にあるように感じますので、ここはかなり慎重に考えていただきたいと申し上げておきます。

委員長 療育指導室を外来にも転用できるようにとした場合、作る時にはこういった違いがあるのでしょうか。

委員 例えば、通園のゾーンでは子どもの安全性から、子どもたちがそこから勝手に出ないようにゲートを設けています。目を離すと出ていく子どもたちがいるので。その部屋を外来療育に使うとなると、保護者の方はゲートを通して部屋を利用する形になります。

外来療育の部屋と、通園療育の部屋とで、バリアを設ける必要はあるのですが、それにどのように対応するかになると思います。

委員長 保護者の立場ではいかがですか

委員 外来療育と一緒にするときにゲートをなくしたいという事ですか。

委員 具体的にどうするという段階ではありませんが、今はゲートがあるので外来から通園エリアに入りにくい状況があって、例えばゲートを可動式にするとかの工夫があるかと思います。

保育園や幼稚園を利用する方が増えていて、外来療育の子どもたちのグループがあいあいセンターに増えているので、外来療育の部屋は本当に足りない状況です。

南部療育センターはあいあいセンターが担当している部分を分けることになるので、同じ動向になると考えると、外来は今後も非常に増えそうです。今現在事業団が運営している分園も、4月、5月でもういっぱいになるぐらいの状況ですので、外来グループ療育室がこれで大丈夫かと危惧しています。

委員 もし子どもが幼稚園に行きながらでも療育を受けられる状況であれば、保護者は本当に助かると思います。やはり共働きの家庭も多いですし、幼稚園に行きながら療育も受けるというのは望んでいる方はとても多いと思います。

それからゲートですが、子どもたちは目で見える力がすごく強くて、番号とかを覚えて勝手に開ける子がいたりします。東部療育センターに設置されているゲートの高さでも、勝手に上って開けたりするので、可能なら子どもだけでは開かなくて、大人がいたら開くような仕組みになっていればどちらにも使えると思います。

委員 本当にゲートは大切で、こどもたちがゲートの仕組みをわかってしまっていて、もし何かあったらと恐怖を覚えることも多々ありました。活発な子どもさんたちで、活動は保障してあげたいのですが、都市部にあることとその危険性を考えると、やはり東部の方でもなんとかしてゲートをしっかり閉めて、こどもたちの安全を確保しなくてはいけない。

けれど、そうすると逆に外部から自由に出入りできないことになります。外来療育の保護者が、外来から入っていらっしゃるときにはそこをくぐって入らなきゃいけないとなったりもしますから、ゲートはとても大事だけど、同時に外から入りにくくするものにもなります。

通園のエリアと外来のエリアが今後どのくらいの割合になるかが見えにくい状況にもあるので、設計段階でうまく転用できるような仕組みになっていれば、今後の変化に対応できるのではないかと思います。

委員長 22 ページのゾーニングの計画がありますが、これはどのように設計に落とされていくのでしょうか。

委員 いくつかポイントがあるとおもいます。

一つは、現実的なシミュレーションをある程度やりながら、部屋数を検討すること。もう一つはゾーニングの問題。

三つ目は一つ一つの部屋の広さです。図表8を見てわかるように、外来療育室の方は 70 m²から 90 m²と広めに作ってあります。そして通常の療育指導室は 4 部屋で120m²、一部屋の面積は小さくなります

様々な場面で使い勝手がいい広さがそれぞれありますので、部屋数の問題と分け方の問題と、広さの問題。すべてがうまくいくように考えていただく必要があると思います。その前提として、今後の 5 年 10 年の療育の対象者数のシミュレーションをもう少し詰める必要があるのではないかと思います。

委員 ひとつ、あゆみ学園の OT の意見ですが、この OT は西部療育センターでも働いていたことがあって、そちらには運動療法室が二つありますが、あゆみ学園には1つしかない。ハイハイをするお子さんも、車椅子で上がってくる学齢児さんも同じ部屋を使っています。小学生高学年以上の車椅子の方は体格が大きいと抱っこして入っていくのは難しいので、外で使う車椅子の車輪を拭いて上がってくるとはいえ、同じ廊下やリハビリ室の中を、体をつけて這うお子さんもいれば、外から来た車椅子のまま上がってくる方も両方が使うことになります。コロナというのもあって、衛生的に注意が必要であり、外でも中でも使う車椅子を使う方と、自力で移動する乳幼児の方とが、運動療法室を分けて使えるいいのではないかという意見です。

委員長 ありがとうございます。ほかにもございますか。

委員 今外来療育グループのニーズが非常に増えているというお話がありました。

その外来のニーズを押し上げているのは一部には、高機能の発達障がいのお子さんたちのニーズが含まれているのではないかと想像しています。そういった人たちを南部療育センターの外来で受けとめていくというお話が前回出ていたように思います。

通園による支援では、知的障がいがあるお子さんの 1、2 歳の親子通園と 3～5 歳の医療的ケアが必要な知的障がいのあるお子さんを対象にするとありますが、その場合に、外来療育グループは、それだけでも、いっぱいになってしまうのかそれとも発達障がいのある機能の高いお子さんたちを受入れることでいっぱいになるのか、そこは整理が必要かと思います。

地域の幼稚園・保育園に入園してみたもののそこで適応がうまくできず、そこから児童発達支援センターに繋がるケースが、こだまでも見られます。

今年度、こだまは 2 年間連続で欠員状態が続いたため、週に 1 回に限りということで児童発達支援センターとして異例の並行通園を認めていただいて実施しました。こだまで年少の1年間を過ごして、年中から地域の幼稚園に出た3ケースが対象でした。

はじめに児童発達支援センターを使って、そこから地域に移行したこれらのケースでは、子どものことをしっかりと把握した上で、保育所等訪問支援など地域のアウトリーチ支援ができ、地域の人材を育てていくという観点でも、とても実効性があるなという感想を持ちました。

これは今年度の例外的な取り組みだったのかもしれませんが、外来療育が不足している原因がどこにあるのかということも含めて、もちろんここで結論を出すことではないということは十分承知していますが、今の療育体制のあり方全体を検討することはとても大事で必要なことだと思っています。

委員長

先ほど出た外来と通園の見通しをどう持つのか、これからのニーズの推移をどう考えていくかということと、通園施設のあり方、並行通園の話については今後検討が必要だろうと思います。

この場合は療育センターをどうつくっていくのかを考える場というところで、そういった宿題も考えながら、療育センターの部屋の考え方とか、外来をどのぐらい充実した形にしていくのかとか、通園の部屋を可動性があるものにしておくべきなのかとか、少しそういう要素も考えながら、療育センターの中について検討が必要だと受けとめております。しかし、課題としてはやはり見通しを持って、全体をどうとらえるかを考える、それが別途に必要なことだと思っています。

そういう一つの問題提起のもと、見通しを持ってこのセンターの中の設備を考えていくのが大切だろうと思います。

委員

いろんな議論があって、どう見通すかが難しいところですし、時間がかかる部分もあると思います。

私が少し気になっているのは、機能とも絡みますが、部屋の名称をどうつけていくのかということです。並んでいる名称を見ますと、感覚統合室だけが他と比べて特異的な名称のように感じます。感覚統合というのは療法の中でも一つの考え方で、子どもにアプローチしていくやり方ですから、それ以外の部屋が運動療法や言語療法などの幅広い一般通称になっていることと比較すると、若干違和感があります。

今後、基本設計が令和 3 年度の予定になっていることもありますので、この辺りをどう検討していくのか、何か計画があれば教えていただければと思います。

事務局

今後の計画としましては、こちらの 25 ページに載っているところですが、令和 3 年度の基本設計、それから令和4年度の実施設設計という形になります。

基本的には基本設計の段階で部屋の規模や数を固めてまいりますので、その段階で部屋をどういう部屋にしていくのかとか、フレキシブルな転用できる形とかを考えていくことになります。

今のところは東部療育センターの部屋の数をおいているところですが、そこに今日いただいた意見を反映していったら、基本設計の中でしっかりと対応していくことになります。

委員

全然違う話ですが、この施設の外構がどのようになるのかが気になっています。しいのみ学園では、大きな出入口は1つで同じ南側にもう一つ、出入口があります。例えば、どこか外に避難が必要な時にこの状態だと難しい、しかし、出入口がたくさんあればあるほど今度は安全管理の面で大変になってきます。南部療育センターは隣が三筑小学校で大きな運動場がありますから、何かのときにそちらにスムーズに移動できる、避難できるというような形になるといいのではないのでしょうか。あるいは隣の福祉施設でも同様ですが。

一番気になるのは、今電車が走っているところに道ができると思いますが、その道がどこまでどう繋がるのかということです。今の状態のままですと、出入口は、三筑公民館のところの狭い1か所のみになりそうです。

大きなことが起きたときに、車両や人が出入りできるように、いくつかの方向でそういう動きがとれるようにしておいて、普段は使えないようにしておくことで、安全性と利便性が両立できるのではないかなと思います。

委員長

ありがとうございます。ほかにございますか。

委員

18 ページと 19 ページに各諸室の機能というのが書いてありますが、例えば通園の②遊戯室と外来③遊戯室について、説明の文章は同じですが、これは遊戯室を二つ作るというイメージでしょうか。それとも共用するイメージでしょうか。

事務局

この記載については、機能をそれぞれの大きな項目ごとに整理したところで、それぞれ設けるのか、同じ場所を使うのかというのは実際の設計を考える中で決めていくことになります。

委員

委員からの先ほど感覚統合室の名称の話があったので、その経緯だけご説明しておきたいのですがよろしいですか。

もともと西部療育センターを建設した際に初めてこの感覚統合室ができました。スイングなどを使う時には、どうしても天井のフックや、頑丈な補強が必要になります。運動療法室や保育室はそういった対応をしていますが、使用するときに必要な用具を毎回持って行って使っていました。これを解消するために、西部療育センターに1部屋、運動療育室と別に、用具の収納もできるような感覚統合に特化した部屋を作っていた経緯があります。効率的にいろんなお子さんが使いやすくということを考えての部屋ではあります。

委員長

ほかにございますか。

委員

今後も通園、特に肢体不自由児の数の動向を見ていくことが、部屋数や構成の関係で必要という話がありましたが、あゆみ学園の機能を継続すると言っても、整備地が違いため、エリアが随分変わると思います。現在早良区も城南区も、南区も博多区の一部もあゆみ学園のエリアに入っているんですが、新しい整備地では早良区から通うのは難しいですし、もしかしたら城南区というのも難しいかもしれないので、一

度エリアもある程度考えないといけないのではないのでしょうか。エリアによって住んでいるお子さんの数も大きく変わってきますので、そこをある程度決めてからでないといと人数の動向というのもつかみにくいかと思います。どこかで少し整理をしていたけると助かります。

委員長 ほかはいかがですか。

委員 今回は基本計画なので、南部療育センターをどう作るかを記載するのが本筋かと思いますが、資料 1 にあるとおり、前回様々な意見が出て、今後検討を要する大事なポイントが残っていると思います。

これらのポイントをこの基本計画の中のどこかに書き入れていただければ、継続審議のきっかけになるのではないのでしょうか。せっかく出てきた大事なポイントですので、記載しておいてもらえれば今後に繋がるところです。

委員長 基本計画を考えるにあたって出てきた今後検討が必要だろうと思われる課題についても、少し明記しておいて欲しいということですね。

委員 書く場所は施設機能の最後のあたりでもいいかと思います。

委員長 これから具体的な基本設計を考えるとときにも、その数の推移や機能をどう考えていくかということも、大事なことになるだろうと思います。今回の基本計画については、南部療育センターの計画ではありますが、その検討の中でこういう課題が出てきているので、今後検討は必要だろうと、そういうことでよろしいですか。

委員 今の関連ですが、資料1の中で、「引き続き委員会の中で議論していく」とある、この委員会はおそらくこの基本計画検討委員会ではないだろうと思います。南部療育センターの内容を詰めることと、療育全体のシステムを考えていくことが、どこかで統合されて議論する場合も新たに必要になるかもしれないなと思います。

委員長 ほかはいかがでしょうか。10 ページから最後のところといいましたが、10 ページまでのところでまだ言い残していることがございましたらそちらでも結構です。

委員 屋根付きの駐車場を設置すると書いてありますが、東部療育センターは確かに屋根付きの駐車場で、その屋根を支える柱があります。肢体不自由児さんの保護者がその駐車場をメインで使われるのですが、お子さんの荷物などの関係で大きい車に乗っている方が多いからか、その柱に車をぶつけてしまう方が多いです。止められない方は、雨でも普通の駐車場に停めて、濡れながらお子さんを送ってらっしゃる姿をよく見ますので、そういったことを防ぐためにも駐車場のスペースを広くとっていただいた方が、皆さん利用しやすいかなと思います。

委員長 とても大事なところだと思います。せっかく屋根を作っても利用できない方がいる状況にならないよう、対応をよろしくお願いします。

他にはいかがでしょうか。

委員長 では、本日の会議の内容を少しまとめます。

まず、療育センターのアウトリーチ支援という部分、他の児童発達支援センターなどどのように連携をしていくべきか、そしてより療育センターの役割を明確にすべきではないかということがございました。地域支援の部分です。

また、あとの課題も出ると思いますが、親子通園と外来療育とでニーズが急速に変化している状況であること。それは幼稚園とか保育園に通いながら利用する並行通園の問題も含めてですが、そういった中で少し見通しを持って療育センターの設計なども考えていく必要があるのではないかと。

さらに、先ほどのあゆみの機能と、建物の場所が変わることでのニーズの違いの部分もございました。

設計上のところでは、ゾーンの考え方や部屋の転用の問題、外来ニーズについては、どういう子どもさんたちが外来ニーズを押し上げているのかを確認したうえでの部屋の設計が必要という意見もあったと思います。

具体的な文言については、先ほど事務局の方から表現の変更をお示しいただいたところも少しあったかと思いますが、また、先ほど出た意見を踏まえて、10 ページの部分に書くのか、5 ページの黄色いところの下三行の表現をもう少し深めていくのか、そういったところは事務局の方に一度お願いするということなところでしょうか。

他にもございましたでしょうか。

委員

細かい話ですが、24 ページの設備のことで、床暖房がここでは広く書いてあるのですが、いろいろな部屋に床暖房を設置するということになりますね。訓練室とか色々含めての床暖房ですね。

事務局

そのような計画となります。

委員長

よろしいですか。

では、一応ご意見はそれぞれ出していただいたということでよろしいでしょうか。

本日の議事としては以上で終了いたしましたので、事務局にお返しします。

事務局

委員長、委員の皆様、長時間にわたって活発な意見交換をいただきまして、ありがとうございました。本日、皆様からいただきましたご意見を踏まえまして、次回、最終回となりますが、基本計画(案)を再度お示しさせていただきたいと思います。

次回開催は、4月下旬から 5 月上旬の開催を予定しております。

また、スケジュール確認等させていただき決定したいと思いますので、よろしくお願いします。本日はありがとうございました。